

学校における業務改善対策

～ 平成30年度から直ちに実施する取組 ～

平成30年3月 鹿児島県教育委員会

教員の業務の総量の削減を図り、質の高い教育を持続発展させるため、「学校における業務改善方針」を踏まえ、先行的に実行可能な取組を速やかに実施します。

1 学校・教員が担う業務の適正化を図ります。(業務の簡素化)

【各種調査、報告物等の精選】

学校を対象とした各種調査、報告物等について、調査の必要性や頻度などを改めて見直すなど、調査物等の精選に取り組めます。

2 学校運営を効果的に行い、学校における教育活動の質の向上を図ります。(業務の効率化)

【業務改善対策組織の設置及び業務改善の推進】

全ての学校で「学校関係者評価委員会」や「学校運営協議会」等の取組に、学校の業務改善に係る視点を加え、学校・保護者・地域が一体となって学校の実情に即した業務改善に取り組めます。

【管理職のマネジメント研修等の充実及び取組体制の確立】

教職員の意識改革と実践力の向上を図るため、文部科学省の業務改善アドバイザーを活用した管理職のマネジメント研修など、業務改善に係る各種研修を充実するとともに、学校における業務改善を組織として取り組む体制を確立します。

3 勤務時間管理の徹底を図るとともに、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を図ります。(業務改善の意識化)

【リフレッシュウィークの設定など】

全ての学校で長期休業期間に、学校行事等を実施しない「リフレッシュウィーク」を設定します。さらに、全ての県立学校で、「リフレッシュウィーク」期間中に学校閉庁日を設定します。

【部活動の休養日(週2回)の実施など】

全ての学校で平日週1日及び土日のうち1日、合わせて原則週2日の部活動の休養日を設定します。

県立学校における部活動指導及び対外運動競技等引率について、一定の条件のもとで実習助手が単独で行えることとします。

また、県教委として、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁策定)を踏まえ、適切な活動時間等を示します。

【業務改善リーフレットの配布による保護者等への理解促進】

本県の業務改善に係る取組等をまとめたリーフレットを保護者等に配布し、学校における業務改善についての理解促進を図ります。